

令和3年度公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設電気設備他管理業務委託仕様書

1 履行場所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番28号

2 履行期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

3 業務内容

対象	項目	月次点検		年次点検		年次精密点検		測定	
		周期	点検箇所	周期	点検箇所	周期	点検箇所	周期	点検箇所
受変電設備 6.6KV 受電設備 容量 300KVA	電線及び支持物	1ヶ月	・電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離 ・標識保護柵の状況	1年	・電柱、腕木、ガイシ、支線、保護網などの損傷腐食 ・電線取付状態、強度 ・その他必要事項			1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	ケーブル (地中・架空・屋側)	1ヶ月	・ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食、及びコンパウンド油漏れ ・布設部の無断掘削 ・標識他物との離隔距離 ・ケーブルハンガー等支持物の状態	1年	・ケーブル腐食、亀裂損傷 ・その他必要事項			1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	遮断機 開閉器類	1ヶ月	・外観点検、汚損、亀裂、過熱、発熱損傷、結露の有無、指示、点灯 ・その他必要事項	1年 1年 1年 1年 必要の都度	・停止して各部の損傷、腐食、過熱、変形、ゆるみ ・操作具合、機構点検 ・付属装置の状態 ・接地線接続部 ・必要によりその特性調査	1年	・保護継電器と遮断機の連動試験 ・開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定	1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	母線	1ヶ月	・外観点検、汚損、亀裂、過熱、損傷、支持碍子、離隔	1年	・母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、過熱 ・接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ ・ガイシ類、支持物の腐食、損傷変形、ゆるみ			1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	変圧器	1ヶ月	・本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度 ・その他の必要事項	1年	・外部の損傷、腐食、発熱、ゆるみ、汚損、油量 ・接地線接続部	必要の都度	・内部についての点検 コイル接続部リード線、その他各部	1ヶ月 1年 1年 必要の都度	・低圧電路の漏洩電流測定 ・接地抵抗 ・絶縁抵抗 ・絶縁油酸化値試験
	配電盤開放型キューピクル	1ヶ月	・計器の異常、表示灯の異常、操作切換、開閉器などの異常 ・その他必要事項	1年	・表面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線 ・接地線卒放部 ・その他必要事項	必要の都度	・各部の損傷、過熱、ゆるみ、断熱、接触、脱落 ・端子配線符号	1年	絶縁抵抗 接地抵抗
電力用コンデンサ	1ヶ月	・本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1年	各部の損傷、腐食	必要の都度	・容量測定	1年	絶縁抵抗 接地抵抗	

配電設備	配線及び支持物 低圧配電線含む	1ヶ月	・配電用遮断器の外観点検、過熱の有無 ・配電線外観点検	1年	・電柱、腕木、ガイシ、支線、支柱、保護網などの損傷腐食 ・電線取付状態 ・操作具合、端子部ゆりみ ・保護管の汚損損害			1年	絶縁抵抗 接地抵抗
負荷設備	断路器 遮断器 開閉器類	1ヶ月	・受電設備用と同じ	1年	・受電設備用と同じ	1年	・受電設備用と同じ	1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	電動機	1ヶ月	・接地線取付状況	4ヶ月 1年 1年 1年	・音響、振動、温度 ・各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常 ・制御装置外観点検 ・接地線接続部		・温度上昇を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ ・温度上昇を考慮し回転子引出掃除	1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	電熱器	1ヶ月	・接続部変色、過熱 熱線の腐食、接続部取付 ・接地線取付状況	1年	・各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との隔離状況			1年	絶縁抵抗 接地抵抗
	照明設備	1ヶ月	・異音、汚損、不点	1年	・照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ			1年	絶縁抵抗
	配線及び配線器具	1ヶ月	・開閉器の点検、湿気、じんあい、過熱等に注意	1年	・開閉器、器具の接続	必要の都度	・許容電流と負荷電流、及び開閉器保護協調	1年	絶縁抵抗
機械設備	ビル用マルチ型エアコン点検 (メーカー点検)	6ヶ月	・エアコン *フロン漏洩簡易点検含む 2回/年						
	ビル用マルチ型エアコン点検 (メーカー点検)	6ヶ月	・エアコン *フロン漏洩簡易点検含む 2回/年 *フロン漏洩定期点検含む						
	空冷ヒートポンプエアコン点検 (メーカー点検)	6ヶ月	・エアコン *フロン漏洩簡易点検含む *仮眠室は除く						
	全熱交換器			1年	・全熱交換器				
	天井扇 排気ファン 給気ファン エアーカーテン			1年	・天井扇 ・排気ファン ・給気ファン ・エアーカーテン				
	フィルター清掃	6ヶ月	・ビル用マルチ型エアコン ・空冷ヒートポンプエアコン ・全熱交換器						

給排水衛生設備	ヒートポンプ給湯器点検（メーカー点検）	6ヶ月	・外見目視点検、各種運転データの確認 ・メーカー点検仕様による						
	電気温水器			1年	・設備員による				
消防用設備	消防法第17条3の3に基づく点検（消防用設備一式）	6ヶ月	・機器点検	1年	・総合点検				
建築設備	自動扉（メーカー点検）	3ヶ月	・巡回整備点検	1年	・建築基準法による法定点検				

4 点検業務の報告

月次点検、年次点検、年次精密点検については、業務完了後、その都度速やかに報告を行うこと。

5 備品の使用、機械及び消耗品等の負担区分

(1) 公益財団法人西成労働福祉センターの負担する区分

- ・点検業務上必要な場所、備品、物品保管庫等
- ・点検業務上必要な電気及び水道の使用

(2) 受託者の負担する区分

- ・点検用工具、測定器具等
- ・点検用消耗品類、報告書類

6 支払方法

- (1) 前金払いは行わない。
- (2) 毎月、業務完了後支払う。

7 その他

- ・本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関連する関係法令、条例等を遵守して行うものとする。
- ・本仕様書の履行に支障が生じることが発生した場合は、公益財団法人西成労働福祉センターと受託者が協議の上、定めるものとする。